

「子どもの未来を応援する 保育所等助成事業」 助成要項

一般財団法人第一生命財団（以下、財団）の定款第4条に規定する事業として行う、保育所等に対する助成事業については、この要項の定めるところによる。

第1条 目的

「子どもの未来を応援する 保育所等助成事業」（以下「助成事業」という）は、保育所等が子どもたちのために独自に実施する保育計画にかかる什器・備品などの購入費用（の一部）や、保育の質の向上につながる新規の取組みに必要な什器・備品等の購入費用（の一部）を助成することにより、より多くの子どもたちに安全・安心な保育環境と、健やかな心と体を育み、また豊かな創造力を養う機会が提供されることを目的とする。

第2条 助成の対象

この助成の対象は、次のとおりとする。

1. 助成対象地域は全国とする。
2. 助成する施設は、3年前の4月から当年4月までに認可等を受けて開園した「認可保育所、地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育）、企業主導型保育事業、地方単独保育施設および認定こども園（以下、保育所等）」とする。
ただし、地域型保育事業の事業所内保育と企業主導型保育事業は地域枠を設けていることを条件とする。また、事業所内保育は認可施設のみを対象とする。
3. 助成の対象は、次の(1)と(2)とする。なお、同一年度に同一施設から(1)と(2)の両方の助成申込はできないものとする。

- (1) 子どもたちのために独自に実施する保育計画にかかる什器・備品とする。

具体例は次のとおりである。なお、既製品以外（特注品）の購入、商品の一部金としての利用も認める。

- ①子どもの成長に合わせた大型・小型遊具および玩具
- ②鉄棒、跳び箱、平均台、マットなどの運動器具およびテント
- ③保育家具（机・椅子・整理棚等）および寝具・乳児用ベッド
- ④楽器、音響機器、絵本および学習教材
- ⑤新たに障がい児を受け入れるために必要な什器・備品 等

- (2) 保育の質の向上につながる新規の①～③の取組みに必要な什器・備品とする。

なお商品の一部金としての利用も認める。

- ①地域とのつながりを深める取組み
- ②保育士等施設職員の専門性向上につながる取組み
- ③子どもたちや施設の安全性を高める取組み

4. 次の要件のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

上記3の(1)(2)共通

- ① 公的補助金または他の民間助成金の対象となっているもの。

- ② 助成の決定内容と異なる場合、また助成の決定前に助成対象物を購入している場合、助成の決定前に助成対象計画に支出(支払い)している場合。

上記 3 の(1)について

- ①事務機器・事務用品・消耗品・生理用品（おむつなど）。

上記 3 の(2)について

- ①人件費やそれに係る費用(研修費用等)
- ②消耗品、飲料・食品類の購入

第 3 条 助成金の額

助成金の総額は 3, 0 0 0 万円以内とし、第 2 条 3 の(1) (2)に記載の助成の対象ごとに、次のとおりとする。

1. 第 2 条 3 の(1)に対する助成金の額は、定員 3 0 人未満の施設は上限 3 0 万円、定員 3 0 人以上 1 0 0 人未満の施設は上限 7 0 万円、定員 1 0 0 人以上の施設については上限 1 0 0 万円とし、財団が認めた什器・備品の購入費とする。
2. 第 2 条 3 の(2)に対する助成金の額は、1 施設あたり上限 5 0 万円とする。

第 4 条 助成の申込手続

助成申込者は、財団が提供する所定の助成システムで、下記申込内容により必要な事項（下記①～⑤）を入力し、申込内容に応じた次の必要書類(⑥～⑦、⑧)を添付して、当該事業年度の所定の期日までに財団に申請するものとする。

1. 第 2 条 3 の(1)への応募の場合

(1)助成申込書記載必要事項

- ①施設概要
- ②応募動機
- ③保育所等の運営理念（保育方針）
- ④保育計画概要
- ⑤助成金にて購入する什器・備品（リスト）

(2)添付必要書類

- ⑥認可・認定・分園等の開園時期が客観的にわかる資料（自治体からの通知等）
- ⑦その他財団が必要と認める書類

2. 第 2 条 3 の(2)への応募の場合

(1)助成申込書記載必要事項

前項と同様に①～⑤とする。ただし、④は新規事業計画概要を、⑤は助成金の使途を記載する。

(2)添付必要書類

前項の⑥⑦に加え、⑧保育施設の図面(間取り、園庭等の位置がわかるもの)を添付する。

第 5 条 助成の審査決定等

- 1 財団は審査にあたり、必要に応じて助成申込者から意見を聴取する。

- 2 財団は第2条3の(1)については、申込内容の審査結果とその保育所等がある自治体の待機児童数の状況等も踏まえ、予算の範囲内において助成の可否を決定する。また、第2条3の(2)については、申込内容の取組み計画の具体性や効果、地域貢献度等を勘案した審査結果を踏まえ、予算の範囲内において助成の可否を決定する。
- 3 財団は助成を行うことを決定したときは、助成決定通知書により、また、助成を行わないことを決定したときは、助成不採択通知書により、当該事業年度の所定の期日までに助成申込者に通知する。
- 4 財団と助成決定通知を受けた助成申込者（以下「助成決定事業者」という）とは、助成事業に関する契約書を締結し、各1通ずつ所持する。

第6条 助成交付の条件

- 1 財団は助成決定事業者の施設名称および保育計画・新規事業計画等を公表できるものとする。
- 2 助成決定事業者は助成金を財団の助成の目的以外に使用してはならない。
- 3 助成決定事業者は公的補助金または他の民間助成金の対象物に財団からの助成金を重複して使用してはならない。
- 4 助成決定事業者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに財団に報告して、その指示を受けなければならない。なお、この場合、財団は助成金の支給等の事項に関し条件を付することができる。
 - (1) 什器・備品の購入や新規事業計画が予定の期間内に完了しない場合。
 - (2) 購入する什器・備品や新規事業計画を変更する場合。
 - (3) 什器・備品の購入や新規事業計画を中止する場合。
- 5 財団は、災害その他特別の事由がなく次のいずれかに該当する場合は、助成決定事業者に対し助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、助成決定事業者に対し既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができるものとし、助成決定事業者は、財団の指示するところにより返還しなければならない。
 - (1) 助成決定事業者が不正な申請を行ったとき。
 - (2) 助成決定事業者が助成金をこの助成金の目的以外の他の用途へ使用したとき。
 - (3) 助成決定事業者が助成金交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 6 助成決定事業者は、助成金により購入した什器・備品にその旨を表示（シールまたはプレート）するものとする。シールは財団より提供するが、シールで対応できない屋外遊具等には助成決定事業者がプレートを作成する。表示方法については別に定める。
- 7 助成決定事業者は、事業に係る書類の作成、その他この助成金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担する。

第7条 什器・備品購入の領収証（写し）等の提出

- 1 助成決定事業者は、什器・備品の購入や計画費用の支払い後、速やかに領収証（写し）を所定の届出書に次の書類を添付し、財団に提出するものとする。なお、同届け出は当該事業年度の所定の期日までに提出するものとする。
 - (1) 領収証および請求書、明細書の写し

- (2) 明細書がない場合には所定の備品等購入予定一覧
 - (3) 助成金振込先口座報告書
 - (4) その他財団が必要と認める書類
- 2 財団は、領収証および請求書や明細書の写し（または備品等購入予定一覧）を受領したときは、従前の申請内容と照合し、必要と認める場合には調査を行い、助成金の額を確定する。

第8条 助成金の交付

- 1 財団は助成額を確定後、助成決定事業者に対し助成金を交付する。
- 2 助成金の交付は、助成金振込先口座報告書記載の金融機関を通じて行うものとする。
- 3 財団は「助成金振込のお知らせ」と什器・備品に貼付するシールを助成決定事業者へ送付する。

第9条 購入した什器・備品の写真の提出

- 1 助成決定事業者は、財団から送付されたシールを購入した什器・備品に貼付した写真を所定の届出書に添付し、財団に提出するものとする。
- 2 前項の写真は、財団から提供する助成対象物であることを示すシールまたはプレート（シールが貼付できない場合）が確認できるものとする。

第10条 報告および公開

- 1 助成決定事業者は助成を受けて実施した保育計画の成果について、翌事業年度の所定の期日までに成果報告書を財団に提出するものとする。
- 2 財団は、この助成事業に関し必要と認める場合、助成決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。
- 3 財団は、第1項および第2項の報告および調査内容を財団のホームページまたは財団が発行する冊子等にて公表することができる。

第11条 反社会的勢力の排除

助成決定事業者は、現在、自らの団体、自らの団体の役員ならびに自らの団体を代理または媒介をする者、その他の関係者が、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明および保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していること
 - (4) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 2 助成決定事業者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当

する行為を将来にわたって行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて財団の信用を毀損し、または財団の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 財団は、助成決定事業者が前二項のいずれか一にでも違反した場合は、助成決定事業者の有する期限の利益を喪失させ、また、何らの催告を要しないで直ちに本助成を取り消すことができる。ただし、助成決定事業者の故意によらずして前二項のいずれかに違反したと財団が認めた場合において、助成決定事業者が速やかに当該違反状況を解消したときはこの限りではない。
- 4 財団が前項の規定により本助成を取り消した場合、助成決定事業者に損害が生じても、一切の義務および責任を負わないものとする。

以上